

# 「国内投資促進のためのベストプラクティス集」について

## 1. ベストプラクティス集の概要

○企業の立地や投資の障壁を除去し、企業の負担を軽減するため、企業が立地を行うにあたり、立地迅速化等の優れた地方公共団体の取組事例を広く紹介するベストプラクティス集を作成。

【内容】①規制の手続の工夫による迅速化等②企業にとって実効性のある「真」のワンストップサービス  
③アフターフォローの充実による既存企業の投資促進

### 工場の立地の際に係る規制の手続について

#### 用地取得・土地造成段階

##### ○国土利用計画法

一定面積以上の土地の売買の際都道府県知事への届出が必要。

##### ○都市計画法

都市計画区域において一定規模以上の開発行為をしようとする場合、事前に、都道府県知事等の許可が必要。

##### ○農地法

農地を農地以外の用途に転用する場合、事前に、4haより大きい農地の場合は、農林水産大臣、4ha以下の農地の場合は、都道府県知事の許可が必要。

##### ○森林法

地域森林計画の対象となる民有林において、1haを越える開発行為をしようとする場合は、事前に、都道府県知事の許可が必要。

##### ◆上記の他、以下の規制も関係

・環境影響評価法 ・文化財保護法 ・河川法 ・砂防法 ・地すべり等防止法 ・宅地造成等規制法 ・自然公園法 ・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 等

#### 工場等の建設・設備の設置段階

##### ○建築基準法

建築物の新築、増築、改築又は移転等を行う場合等には、事前に、都道府県等による確認（法に適合する建築行為であることの確認）を受けることが必要。

##### ○工場立地法

大規模な工場の新増設を行う場合には、事前に、都道府県知事等への届出が必要。

##### ○大気汚染防止法

ボイラー（ばい煙を発生させる可能性が高い）等の設備政令により指定）を設置しようとする場合は、事前に、都道府県知事等への届出が必要。

##### ◆上記の他、以下の規制も関係

・悪臭防止法 ・ダイオキシン類対策特別措置法 ・騒音規制法 ・振動規制法 ・水質汚濁防止法 ・瀬戸内海環境保全特別措置法 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ・環境影響評価法 ・高圧ガス保安法 ・消防法 ・労働安全衛生法 ・石油コンビナート等災害防止法 等

# 「国内投資促進のためのベストプラクティス集」について

○「ベストプラクティス集」では、地方公共団体の企業の事業環境整備のための様々な取り組みやノウハウを紹介。

## 1. 規制手続の工夫による迅速化等の事例

|                                   |                           |
|-----------------------------------|---------------------------|
| (1)工場立地法の特例による届出手続の迅速化            | 手続期間を80日間(90日→10日)短縮      |
| (2)事前協議の充実による建築確認期間の短縮化           | 手続期間を40日間(70日→30日)短縮      |
| (3)都市計画法に基づく審議会等の開催時期の見直しによる手続迅速化 | 手続期間を4ヶ月(数年から半年→4ヶ月)に短縮   |
| (4)トップダウンの強い意志による手続迅速化            | 手続期間を1/3(30ヶ月→10ヶ月)短縮     |
| (5)関係部局による合同調整による都市計画手続きの迅速化      | 手続期間を4週間(6週間→2週間)短縮       |
| (6)農業用地の転用に当たり自治体職員による手続支援による迅速化  | 手続期間を5.5ヶ月間(10ヶ月→4.5ヶ月)短縮 |
| (7)市長等直轄組織の総合的な企業誘致による迅速化         |                           |
| (8)工場立地法の特例による緑地規制にかかる弾力的運用       |                           |

## 2. 企業にとって実効性のある「真」のワンストップサービスの事例

|                                    |                      |
|------------------------------------|----------------------|
| (9)庁内連絡会議の迅速化により事前調整期間の短縮化         | 手続期間を1ヶ月間(2ヶ月→1ヶ月)短縮 |
| (10)部局横断組織の設置による手続きの迅速化            |                      |
| (11)企業からの問い合わせに対する24時間以内の回答の徹底     |                      |
| (12)諸手続に係る庁内会議を企業も巻き込み開催することによる迅速化 |                      |
| (13)知事や市長等の直轄組織による意志決定の迅速化         |                      |

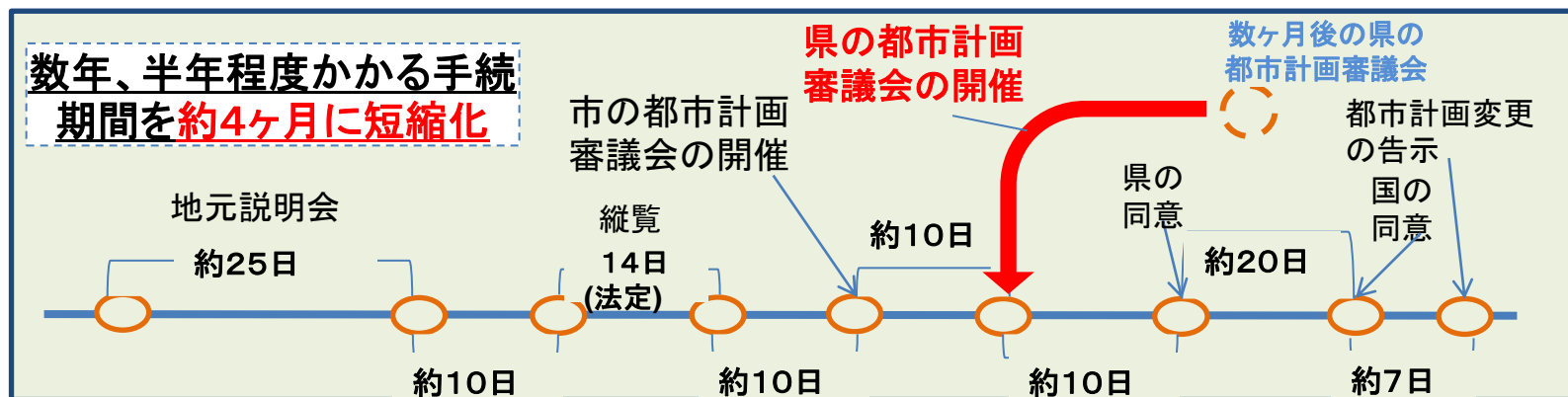
## 3. アフターフォローの充実による既存企業の投資促進の事例

|                                   |  |
|-----------------------------------|--|
| (14)企業立地後のアフターフォローとして無料人材斡旋を実施    |  |
| (15)一人の職員が異動後も企業を支えるパーマナント・スタッフ制度 |  |

# 「国内投資促進のためのベストプラクティス集」の具体例について

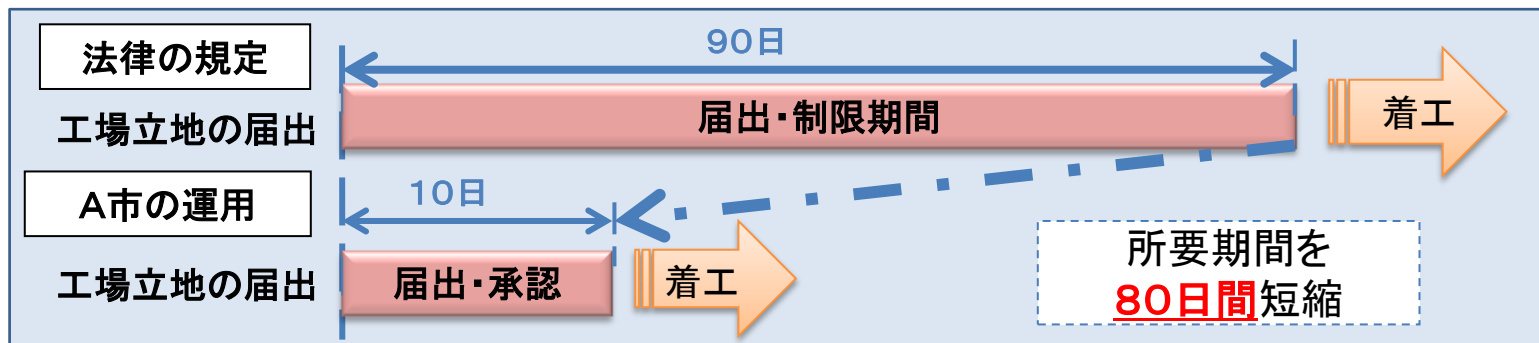
## (1) 都市計画法における審議会等の開催期間を短縮することにより迅速化した事例

- C市では都市計画決定において法定の手続と手続の間の期間を極力短縮するとともに、市の都市計画審議会を、通常年に3回程度しか開催されない都道府県都市計画審議会の直前に開催することで**数年から半年程度かかる手続き期間を約4ヶ月間とする短縮化を実現**。



## (2) 工場立地法の特例を活用し、工事着工までの期間を短縮化した事例

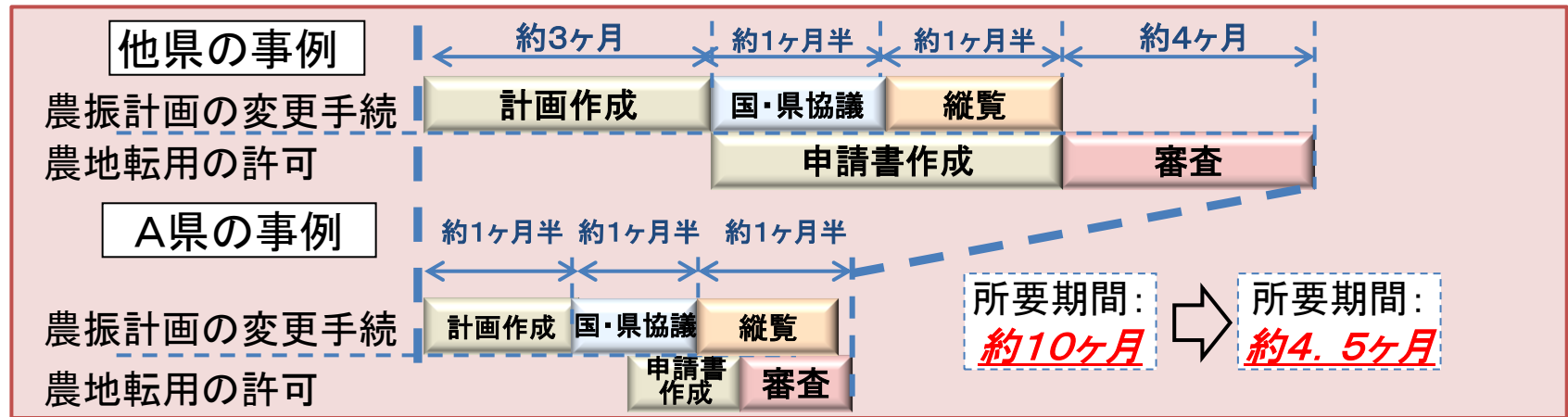
- 投資案件について日頃からきめ細かな情報収集。案件の計画段階から事前相談を行い、**法定手続き期間を大幅短縮**。(※工場立地法では、法律上は届出から90日間は着工してはならないこととされているが、自治体の判断でこの期間を短縮することが可能。)



# 「国内投資促進のためのベストプラクティス集」の具体例について

## (3) 農地転用手続を自治体職員が一丸となって支援することにより迅速化を行った事例

- 農地転用手続において、企業が行う農地の転用申請を県担当者が支援、農振計画の変更計画策定、農地転用申請書類の作成等に係る期間を約10ヶ月から約4.5ヶ月へと大幅に短縮化した。



## (4) 「真の」ワンストップサービス化の取組事例

- N市では、通常3～4年程度で人事異動するが、企業立地担当部署に関しては在任期間が長く、7～8年という職員が多いことで企業との間に顔が見える関係が構築され、信頼感・安心感を得ている。
- S県では、企業立地担当所属を知事直轄の組織とすることにより、立地案件を直接・即日、知事と相談でき、直接企業立地にかかる指示を受けられることができるため、企業の立地案件に対して、迅速な対応が可能。